

議案第 4 4 号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（時間外勤務代休時間）</u> 第 1 0 条の 2 任命権者は、さいたま市職員の給与に関する条例第 1 9 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（次条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務を命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p>	
<p>（休日の代休日） 第 1 1 条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割</p>	<p>（休日の代休日） 第 1 1 条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割</p>

り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（前条第2項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。